

# 利用料金のご案内

(1日当たり)

令和3年4月1日より

## 《介護予防短期入所療養介護》

(介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額となります。以下に記載する利用料金は自己負担割合1割の額となります。)

※1～3段階の食費について  
基準費用額は1,392円/1日

◆ 1食毎の単価

要介護度	介護報酬介護短期入所療養介護費 利用者負担分(非課税)	
	多床室	個室
要支援1	658円	619円
要支援2	817円	762円

	1～3段階	4段階
朝食	280円	295円
昼食	580円	611円
夕食	520円	550円
計	1,392円	1,456円

※但し、1～3段階の方の基準費用額と負担限度額との差額は介護保険から給付されます。

介護報酬利用者負担分(非課税)	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員の総数のうち介護福祉士60%以上	18円
夜勤職員配置加算 夜勤帯(17時～9時)に入所者100人につき職員を5人配置した場合	24円
個別リハビリテーション実施加算 1日20分以上の個別リハビリを行った場合	240円
認知症行動・心理症状緊急対応加算 認知症の行動・心理状況が認められるため、医師の判断により緊急に短期入所療養介護を利用した場合(7日を限度)	200円
療養食加算 医師の指示による治療食を提供した場合(1日につき3回を限度)	8円/食
送迎加算 送迎を行った場合、片道ごとに	184円
緊急時施設療養費 症状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1か月に1回、連続する3日を限度)	518円
若年性認知症入所者受入加算 若年性認知症利用者の入所を受け入れた場合	120円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の39/1000に相当する単位数	39/1000
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の21/1000に相当する単位数	21/1000
新型コロナウイルス感染症に対する特例的な評価 当月算定した法定給付サービス(加算を含む)の1/1000に相当する単位数	1/1000

食事療養費および居住費(非課税)			
食費	1段階※	300円	
	2段階※	390円	
	3段階※	650円	
	4段階	1,456円	
居住費		多床室	個室
	1段階	0円	490円
	2段階	370円	490円
	3段階	370円	1,310円
	4段階	377円	1,668円

保険外費用利用者負担分(非課税)		
日用品費	入浴した日	150円
	入浴しなかった日	130円
洗濯代		
	1回	300円
《日用品に含まれるもの》		
	ティッシュペーパー	・シャンプー
	ペーパータオル	・石鹸、ボディソープ
	タオル、バスタオル	
	おしぼり	等

加算利用料(課税)	
個室料(税込)	
一般個室	1,100円
特室 (キッチン、洗面台、トイレ、ユニットバス 応接セット付き)	2,200円
電気使用料(税込)	
テレビ、電気毛布 携帯電話充電器等	1品目 55円
テレビレンタル料(税込)	55円
洗濯代(税込) ※業者委託	
1回	550円